

平成17年 6月24日

株 主 各 位

香川県高松市新田町甲34番地

**株式会社 タダソ**

取締役社長 多田野 宏一

## 第57回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第57回定時株主総会において、下記のとおり、報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第57期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。
  2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

- 第1号議案** 第57期利益処分案承認の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。  
なお、変更の理由及び内容は別記のとおりであります。
- 第3号議案** 取締役4名選任の件  
本件は、多田野宏一、高戸紀幸、鈴木 正、大藪修二の各氏が選任され就任いたしました。

#### **第4号議案** 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役 多田野 榮、多田野 久、中西正晴の各氏に対し、当社の内規に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法などは、取締役会に一任することに承認可決されました。

#### **第5号議案** 退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、平成17年4月15日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議したことにより、第3号議案において重任された取締役 多田野宏一、高戸紀幸、鈴木 正の各氏並びに在任中の監査役 依光慶二、佐藤一成、香西 忠、白川清之の各氏に対し、当社の内規に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、贈呈の時期は、各氏の退任時とし、その具体的金額及び贈呈の方法などは、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後開催されました取締役会において、代表取締役社長に多田野宏一、代表取締役副社長に高戸紀幸の各氏が選任され就任いたしました。

## ご参考

第2号議案の定款一部変更の理由及び内容は、次のとおりであります。

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成17年4月15日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、定款第21条、第31条を変更いたしました。
- (2) 平成16年6月25日開催の定時株主総会終結前に在任した取締役が本総会終結の時をもって任期満了となりましたので、取締役の任期に関する変更前附則を削除いたしました。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 変更前  | 変更後   |
|--|---|
| 第4章 取締役および取締役会<br>(取締役の報酬限度額および退職慰労金)<br>第21条 取締役の報酬限度額および退職慰労金は、株主総会において定める。ただし、前記報酬限度額には取締役の使用人としての職務に対する給与を含まないものとする。<br>第5章 監査役および監査役会<br>(監査役の報酬限度額および退職慰労金)<br>第31条 監査役の報酬限度額および退職慰労金は、株主総会において定める。<br>(附則) 第19条(取締役の任期)の規定にかかわらず、平成16年6月25日開催の定時株主総会終結前に在任する取締役については、第19条中「 <u>就任後1年内</u> 」とあるを「 <u>就任後2年内</u> 」と読み替える。<br>なお、本附則は上記定時株主総会終結前に在任する取締役全員が退任したときをもって削除する。 | 第4章 取締役および取締役会<br>(取締役の報酬限度額)<br>第21条 取締役の報酬限度額は、株主総会において定める。ただし、前記報酬限度額には取締役の使用人としての職務に対する給与を含まないものとする。<br>第5章 監査役および監査役会<br>(監査役の報酬限度額)<br>第31条 監査役の報酬限度額は、株主総会において定める。<br><br><p style="text-align: center;">〔 削 除 〕</p> |

以 上